越前おおのブランド・ロゴ仕様

大野市行政戦略課 結の故郷推進室 〒912-8666 福井県大野市天神町 1 番 1 号 tel. 0779-66-1111 fax. 0779-65-8371 http://www.city.ono.fukui.jp/ e-mail brand@city.fukui-ono.lg.jp

ブランド・ロゴについて

かたち

ブランド・ロゴのかたちは、大野盆地と大野市のランドマークのひとつである荒島岳をイメージしています。 その組み合わせが「結」を象徴するように結び目をシンボル化しています。

「結」の精神によって、越前おおのがひとつになり、美しい まちを築き上げている様子を表現しています。

書体

400年以上前からの城下町の風情を残すまちなみや七間朝市に代表される長い歴史と伝統、そして、そこに住む人々の素朴であたたかい人柄の両面を表現するために、伝統的な明朝体の骨格を元に、芯を太く、全体に柔らかな印象のオリジナル書体としています。

バリエーション

ブランド・ロゴは使用用途によって使い分けが出来るように、 基本パターンのほか、縦や横のパターンがあります。



基本パターン



縦パターン

数結の数的を対する。

横パターン

ブランド・ロゴのカラーバリエーション

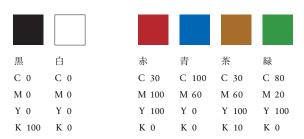
様々なシーンで利用できるように、また、様々な「結」のか たちを表現するために、越前おおのブランド・ロゴは使用用途 に合わせて色を選ぶことが出来ます。

ただし、通常は、あらかじめ制定した四つの基本色および白、 黒のいずれかを使用していただくこととします。

基本色は「結」の強い精神を象徴した赤、越前おおのの豊か な水を象徴する青、豊かな大地を象徴する茶、優雅な自然を象 徴する緑の四色です。

原則として複数の色を組み合わせることはせず、単色で使用 します。

基本色













越前おおの



ブランド・ロゴのカラーバリエーション2













ブランド・ロゴのカラーバリエーション3













ブランド・ロゴの展開例

これからブランド・ロゴを様々な場所に展開していきます。 ここでは、その展開例の一部を示します。

基本的には基本パターンを使用することを前提としていますが、このブランド・ロゴは、ロゴの一部要素を抽出して使用することも想定しています。まず前半では基本例を、後半では応用例を示します。

プリント手提げバック 競別 越前おおの 域が 越前おおの 越前おおの 越前おおの 故結の郷の A パターン Bパターン

ピンバッジ

【注意】

ピンバッジのように基本ロゴの幅が 30mm 未満で使用する際 にはフリガナを外したデータを使用してください。

















越前おおの

30mm 未満

ドアマーキングシール





08

ブランド PR シール









A







В

ブランド PR 看板 1



数結り越前おおの

A

放結。 郷 郷 動 がおおの В



С

10

ブランド PR 看板 2



故結 郷の 故結り郷の 故結郷の 越前おおの 前 お 初

故結 郷の 前おおの

前

お

お

構断幕





結の故郷 越前おおの



結の故郷 越前おおの



結の故郷 越前おおの

応用展開例

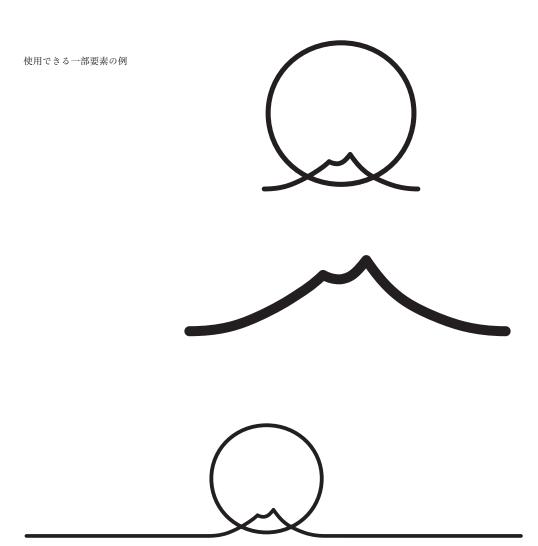
越前おおのブランド・ロゴは一部要素をデザイン要素として 応用することができます。

使用できるパターンは山だけ、あるいは山と円を組み合わせ たパターンです。

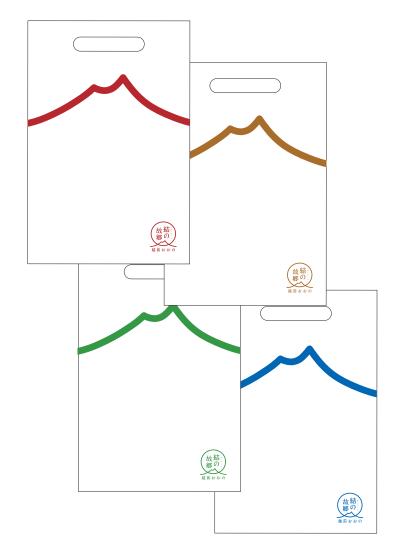
使用する際には下記の注意事項を守ってください。

- ・必ず基本パターン・縦パターン・横パターンのいずれかと あわせて使用すること。
- ・変型したり、線の太さを変えないこと。 ただし、山の裾野は必要に応じて延長しても構わない。
- ・山と円のパターンの組み合わせ方は変えないこと。

次ページから具体的な応用展開例を示します。



応用展開例

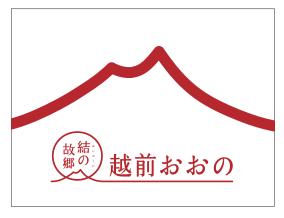


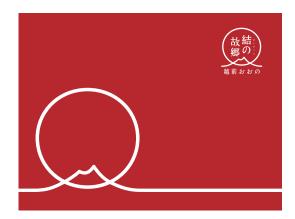
手提げバッグ PR 看板

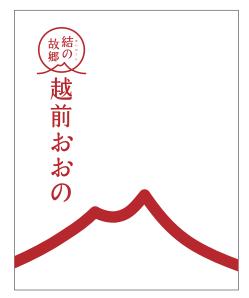




応用展開例







PR 看板

結の故郷 越前おおの

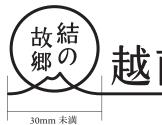


横断幕

データ集







越前おおの

故結の郷

越前おおの





データ集

結の故郷 越前おおの

結の故郷

越前おおの

使用上の注意

ブランド・ロゴを使用する際には下記の注意事項を守ってください。

- ・ロゴを改変して使用しないこと。 縦長、横長など、ロゴを変形させることを禁止します。 ロゴの中に別の要素を加えることを禁止します。
- ・極端に小さく使用しないこと。 10mm 以下で使用することを禁止します。
- ・著しく視認性が悪い背景上では使用しないこと。 ロゴの一部または全部の視認性が悪くなるような色または パターンの背景上で使用することを禁止します。